

湖沼水質保全特別措置法に基づき、2021(令和3)年度に滋賀県と京都府は「第8期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」を策定しました。

琵琶湖の水質保全を図るため計画期間内に達成すべき水質目標値を定め、計画に基づき水質保全対策を推進していきます。

1. 湖沼水質保全計画

河川に比べ湖沼の水質環境基準の達成状況が悪いことから、湖沼の水質保全対策を計画的に進めるために、国において1984(昭和59)年に湖沼水質保全特別措置法(以下「湖沼法」という。)が制定され、1985(昭和60)年に琵琶湖が指定湖沼に指定されました。

琵琶湖の集水域には滋賀県と京都府が含まれているため、滋賀県と京都府は湖沼法に基づいて、1986(昭和61)年度以降5年ごとに湖沼水質保全計画を策定し、琵琶湖へ流入する汚濁負荷の削減などの水質保全対策に取り組んでいます。

また、2005(平成17)年には湖沼法が改正されたことを受け、赤野井湾流域を流出水対策地区に指定し、重点的に水質保全対策に取り組んでいます。

2. 第8期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画

(1)計画期間

2021(令和3)年度から2025(令和7)年度まで

(2)水質目標値

水質環境基準項目(COD、全窒素、全りん)について、「琵琶湖流域水物質循環モデル」の算定結果を基に、計画期間内に達成すべき水質の目標値を設定しました。

表8-6-1 第8期湖沼水質保全計画における水質目標値

項目			現状 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
COD	75%値 (環境基準値1.0)	北湖 南湖	2.8 5.3	2.8 4.5
	(参考) 年平均值	北湖 南湖	2.5 3.5	2.5 3.2
全窒素	年平均值 (同0.20)	北湖 南湖	0.20 0.24	0.20 0.24
全窒素	年平均值 (同0.010)	南湖	0.015	0.015

※COD(75%値)、全窒素および全りんは年平均值を算出し、最も高い地点の値を記載。

※COD(年平均值)は、各環境基準点の年平均值の全地点平均値。

※北湖の全りんは、環境基準を達成しているため目標値を設定していない。



(3)第8期湖沼水質保全計画の主な取組

○ 水質保全対策の推進

これまで取り組んできた汚濁負荷の削減対策は有効であり、引き続き推進するとともに、水質モニタリング結果を注視します。

○ 良好な水質と豊かな生態系を両立する

新たな水質管理手法の検討

栄養塩を利用して植物プランクトンが生み出した有機物が、動物プランクトン、さらには魚類へと滞りなく受け渡される過程が円滑でないことが想定され、この円滑さが非常に重要と考えられることから、生態系に関わる物質循環に関する研究を進めるとともに、研究成果等を用いて新たな水質管理手法を検討します。

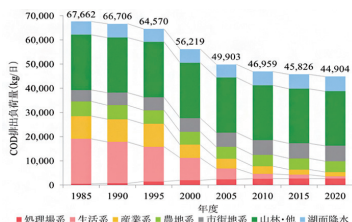


図8-6-1 琵琶湖へのCOD流入負荷量の経年変化

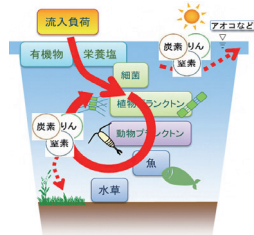


図8-6-2 円滑な物質循環のモデル図

○ 気候変動の影響と思われる現象の対策等に向けた調査研究等

琵琶湖北湖の全層循環の未完了等、気候変動の影響と考えられる現象が確認されていることから、効果的かつ効率的にモニタリング等を実施します。

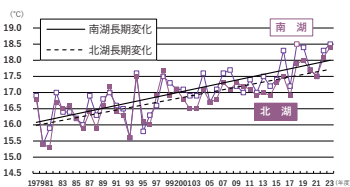


図8-6-3 琵琶湖の表層水温の経年変化

○ 南湖における水草大量繁茂対策の実施

引き続き水草の刈取り・根こそぎ除去等により湖流の回復等を図ります。



図8-6-4 水草の刈取り除去

○ プラスチックごみの増加の防止や

マイクロプラスチックに係る知見の集積等

プラスチックごみの発生抑制や適正処理に向けた取組を実施します。また、マイクロプラスチックに関する科学的な知見の収集等を実施します。

○ 赤野井湾における水質改善

赤野井湾流域流出水対策推進計画に基づき、汚濁負荷削減対策等を実施します。



図8-6-5 赤野井湾流域流出水対策推進計画区域図

琵琶湖保全再生課